

バイパスに係る手続フロー

バイパス（特定社会基盤事業者を経由せず、直接事業所管大臣に情報を提出すること）を活用するに当たって必要となる手続の流れは次のとおり。

対応者：特定社会基盤事業者

- ① 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、構成設備の供給者および導入に携わる者※1（委託の相手方および再委託の相手方の場合も同様のフロー。以下同じ。）に対し、**導入等計画書等の届出（変更届出の場合も含む）**を行うことを通知の上、**バイパス活用の有無について確認**する。加えて、**バイパスを行う者**に対して、②のバイパスにより提出する情報についての報告を依頼する。

※1 導入に携わる者は、個人である場合の「国籍等」の情報のみバイパスが可能

対応者：バイパスを行う者

- ② バイパスを行う者から特定社会基盤事業者に対し、**バイパスによる提出を行うことを報告**する。

➤ このとき、バイパスを行う者は、特定社会基盤事業者が事業所管大臣へ提出することとなる「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式（以下「報告様式」という。）の記載事項を充足するため、以下の内容も併せて報告する

- バイパスにより提出する情報項目（導入等計画書等の記載事項のうち、バイパスにより提出される情報の項目名）
- バイパスにより提出を行う者（個人である場合も含む）の名称
- バイパスによる提出予定日

対応者：特定社会基盤事業者

- ③ 特定社会基盤事業者は全てのバイパスを行う者からの②の情報を把握の上、**報告様式を作成**※2する。

➤ 特定社会基盤事業者自ら「整理番号※3」を発行し、報告様式の右上の欄に記入する

※2 本来、導入等計画書等は特定社会基盤事業者がその記載事項を充足させて提出する必要があるところ、特例としてバイパスによる手続を可能としている関係上、特定社会基盤事業者はバイパスされる事項とその提出者を把握する必要があるものとして様式を作成し、報告いただくもの（バイパスによる提出も含めた円滑な届出がなされるよう、特定社会基盤事業者および供給者等との双方で必要な協力がなされるものとする）

※3 整理番号は、事業所管省庁および特定社会基盤事業者間で予め合意した整理番号の付番方法（英数字のみ。桁数は任意）に基づき、

特定社会基盤事業者が、1つの導入等計画書につき、1つの番号を付与することとする（変更届出の場合も同様）

（整理番号の例：「en0001」、「tr01」、「240607fn」 数字はアラビア数字のみ（「①」など囲み数字は使用不可））

- ④ 特定社会基盤事業者から事業所管大臣に対し、報告様式を用いて**バイパスによる提出を行うことを報告**※4する。

➤ メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ報告

※4 「a)バイパスにより提出する情報項目」、「b)バイパスにより提出を行う者」を変更する場合は改めて事業所管省庁へ報告様式を提出。なお、「c)バイパスによる提出予定日」を変更する場合は再提出不要だが、やむを得ない事情等によりバイパスによる提出が遅れる場合、その旨と提出見込みを合わせて特定社会基盤事業者へ報告・相談すること

バイパスに係る手続フロー

対応者：特定社会基盤事業者

⑤ 特定社会基盤事業者は報告様式に記載した「整理番号」を全てのバイパスを行う者へ共有する。

- 構成設備の供給者への整理番号の共有にあたっては、必要に応じて特定重要設備の供給者を経由して共有

対応者：バイパスを行う者

⑥ バイパスを行う者から事業所管大臣に対し、特定社会基盤事業者が指定する期限までに**バイパスによる提出^{※5}**を行い、**提出後、速やかに特定社会基盤事業者に対し、提出した旨を報告**する。

- メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ提出。なお、提出にあたっては【直接提出用】の届出様式を使用し、様式の「備考」欄に整理番号を記載
- 特定社会基盤事業者は、報告様式に記載されている情報が全て総務大臣へ提出されているか確認する

対応者：特定社会基盤事業者

⑦ 特定社会基盤事業者は、バイパスにより提出する情報が全て提出されたことを確認後、**⑥で提出された事項以外の記載事項を充足した導入等計画書等の届出^{※5}**を行う。

- メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ届出。このとき、バイパスによる提出がなされている情報については、当該箇所に「直接提出済」等の記載を行い、導入等計画書の「備考」の欄に整理番号を記載

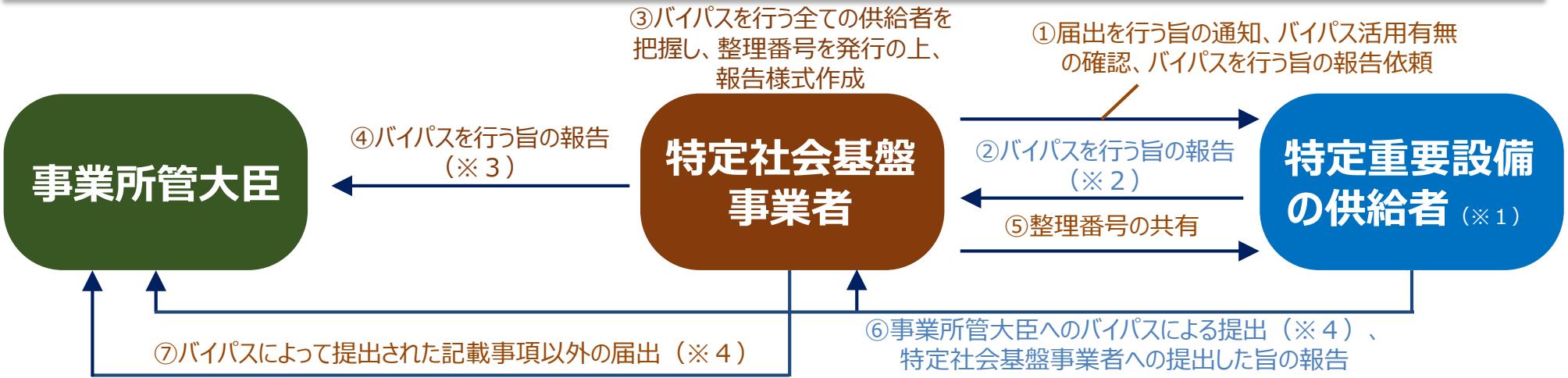
※5 提出されたバイパス情報（⑥）若しくは届出のあった導入等計画書等（⑦）に不備があった場合等、事業所管省庁より届出者（バイパスによる情報に不備があった場合は当該バイパス情報を提出した者）に対して連絡する場合がある

※特定重要設備または構成設備の供給者（バイパスを行う者）が外国法人である場合、②、⑤（特定社会基盤事業者からの「整理番号」の受領）、⑥の手続は、特定社会基盤事業者と当該法人との間に介在し、手続き等を行う者（当該法人の日本法人等）が代行して手続きが可能。なお、事業所管省庁より、代行して手続きを行った者に対し、バイパスを行う者からの手続きの委任がなされているか等の確認連絡をする場合がある。

バイパスに係る手続フロー

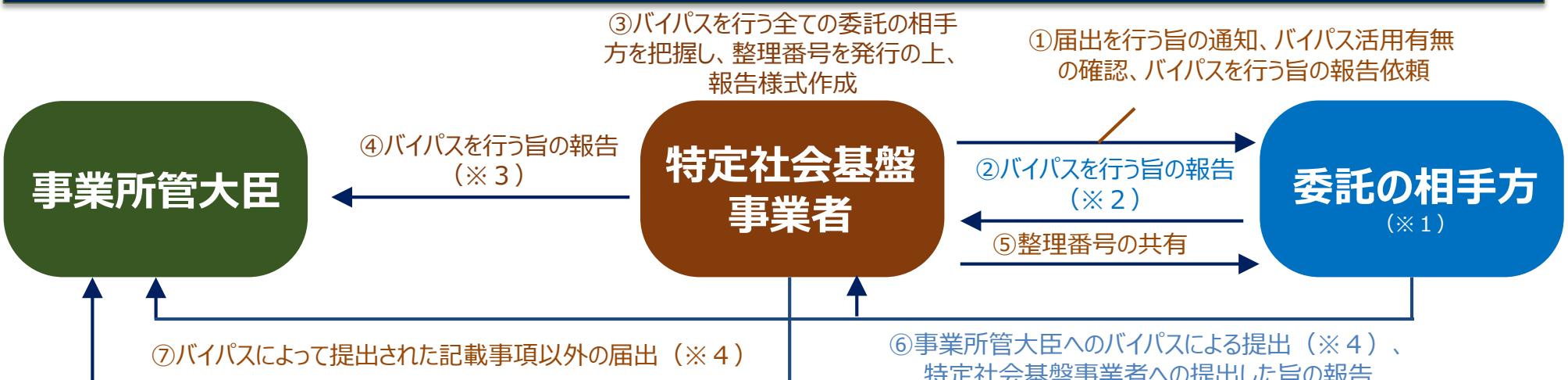
ケース①

特定重要設備の導入を行う場合において特定重要設備の供給者がバイパスを行う場合



ケース②

特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合における委託の相手方がバイパスを行う場合



※1：個人（役員本人を含む）がバイパスを行う場合も本フローに準ずる

※2：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式の記載事項を充足するための情報も併せて報告

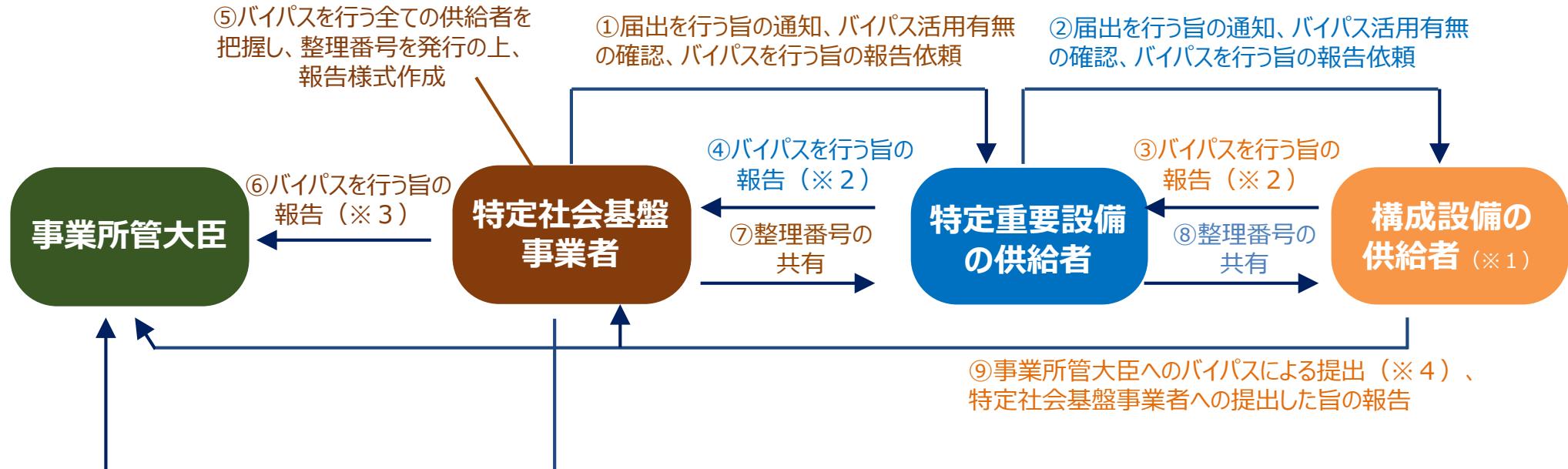
※3：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式を用いて報告

※4：導入等計画書等の備考欄に共有された「整理番号」を記載

バイパスに係る手続フロー

ケース③

特定重要設備の導入を行う場合において構成設備の供給者がバイパスを行う場合



※「②届出を行う旨の通知、バイパス活用有無の確認、バイパスを行う旨の報告依頼」、「③バイパスを行う旨の報告」および「⑧整理番号の共有」について、特定重要設備の供給者を経由せず、特定社会基盤事業者と構成設備の供給者間で直接やりとりするケースもあり得る

※ 1：個人（役員本人を含む）がバイパスを行う場合も本フローに準ずる

※ 2：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式の記載事項を充足するための情報も併せて報告

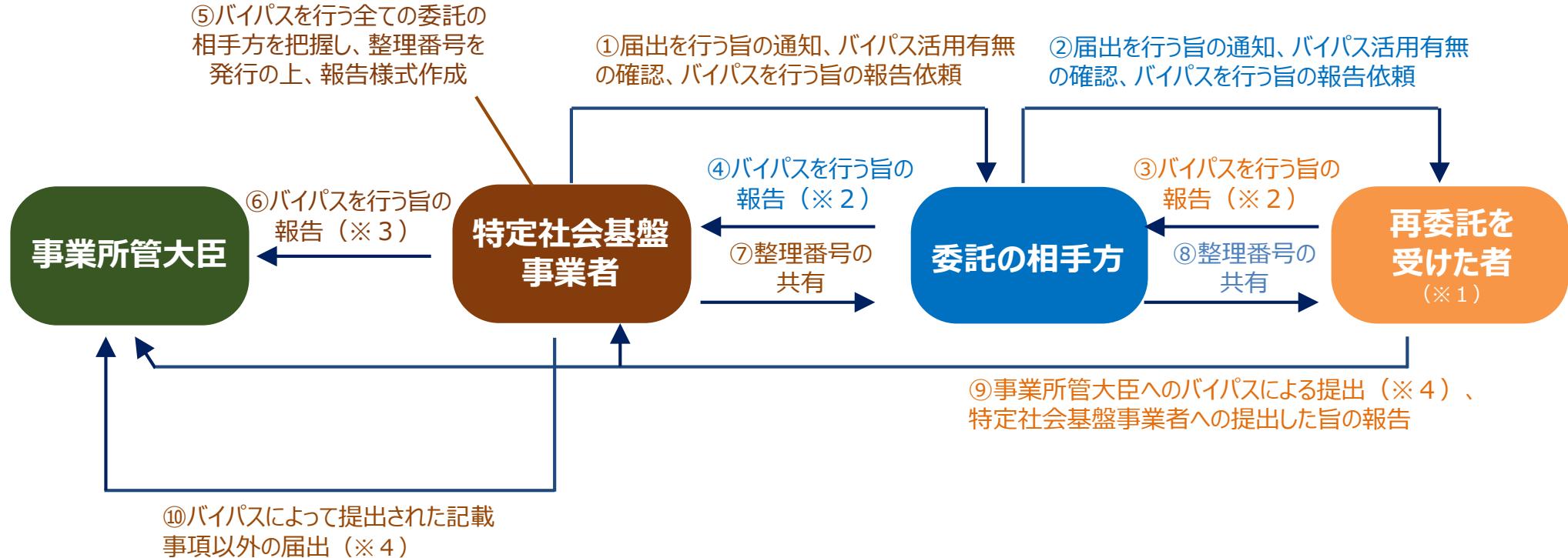
※ 3：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式を用いて報告

※ 4：導入等計画書等の備考欄に共有された「整理番号」を記載

バイパスに係る手続フロー

ケース④

特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合において再委託の相手方がバイパスを行う場合



※ 1：個人（役員本人を含む）がバイパスを行う場合も本フローに準ずる

※ 2：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式の記載事項を充足するための情報も併せて報告

※ 3：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式を用いて報告

※ 4：導入等計画書等の備考欄に共有された「整理番号」を記載

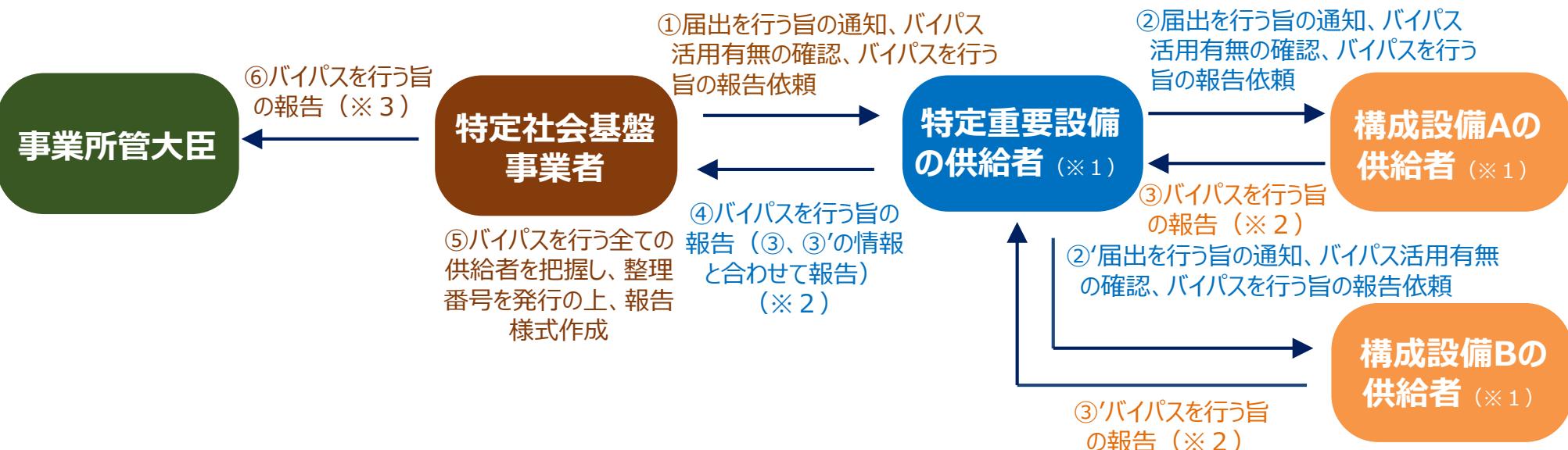
バイパスに係る手続フロー

ケース⑤

特定重要設備の導入を行う場合において

①特定重要設備の供給者、②構成設備AおよびBの供給者それぞれがバイパスを行う場合

手続きフロー（1）：届出を行う旨の通知等→バイパスを行う旨の報告

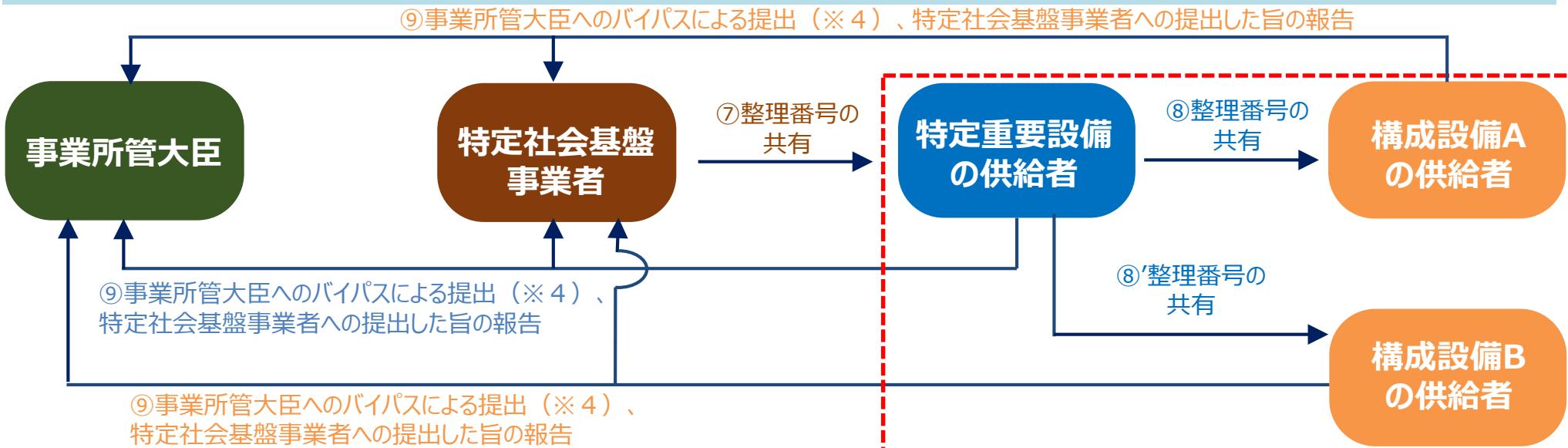


※「②（②'）届出を行う旨の通知、バイパス活用有無の確認、バイパスを行う旨の報告依頼」「③（③'）バイパスを行う旨の報告」について、特定重要設備の供給者を経由せず、特定社会基盤事業者と構成設備の供給者間で直接やりとりするケースもあり得る

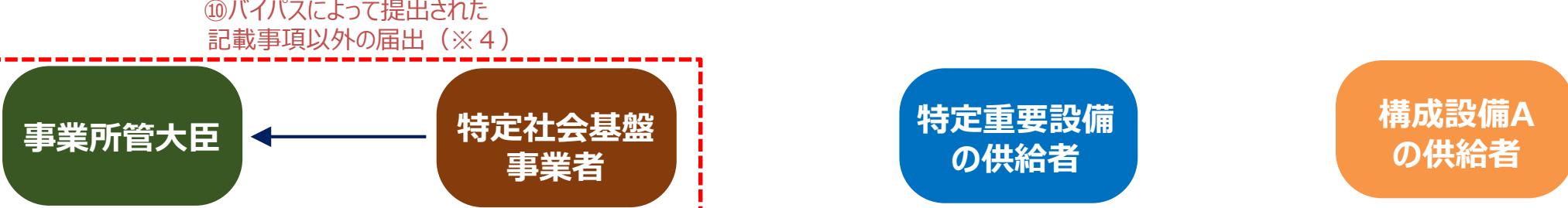
- ※ 1：個人（役員本人を含む）がバイパスを行う場合も本フローに準ずる
- ※ 2：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式の記載事項を充足するための情報も併せて報告
- ※ 3：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式を用いて報告

バイパスに係る手続フロー

手続きフロー（2）：整理番号の共有→バイパスによる提出



手続きフロー（3）：バイパスによって提出された記載事項以外の提出



※「⑧（⑧'） 整理番号の共有」について、特定重要設備の供給者を経由せず、
特定社会基盤事業者と構成設備の供給者間で直接やりとりするケースもあり得る

※4：導入等計画書等の備考欄に共有された「整理番号」を記載

構成設備B
の供給者

構成設備A
の供給者

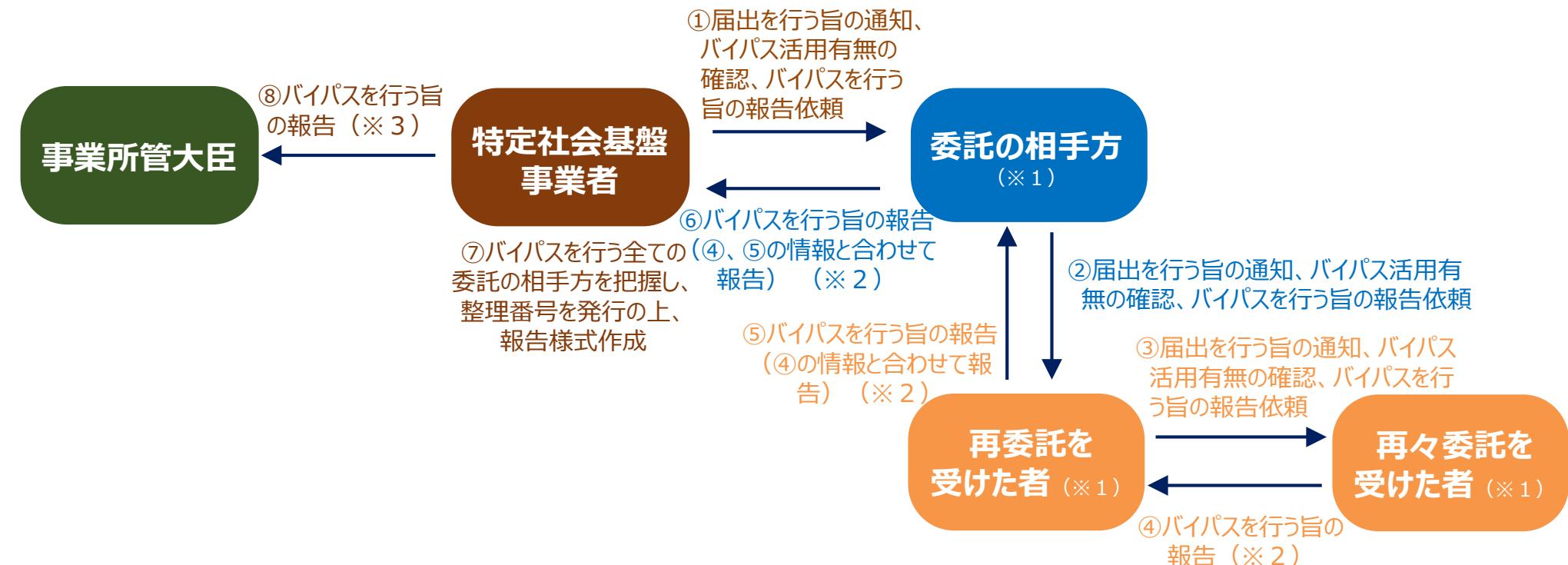
バイパスに係る手続フロー

ケース⑥

特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合において

①委託の相手方、②再委託の相手方、③再々委託の相手方がそれぞれバイパスを行う場合

手続きフロー（1）：届出を行う旨の通知等→バイパスを行う旨の報告



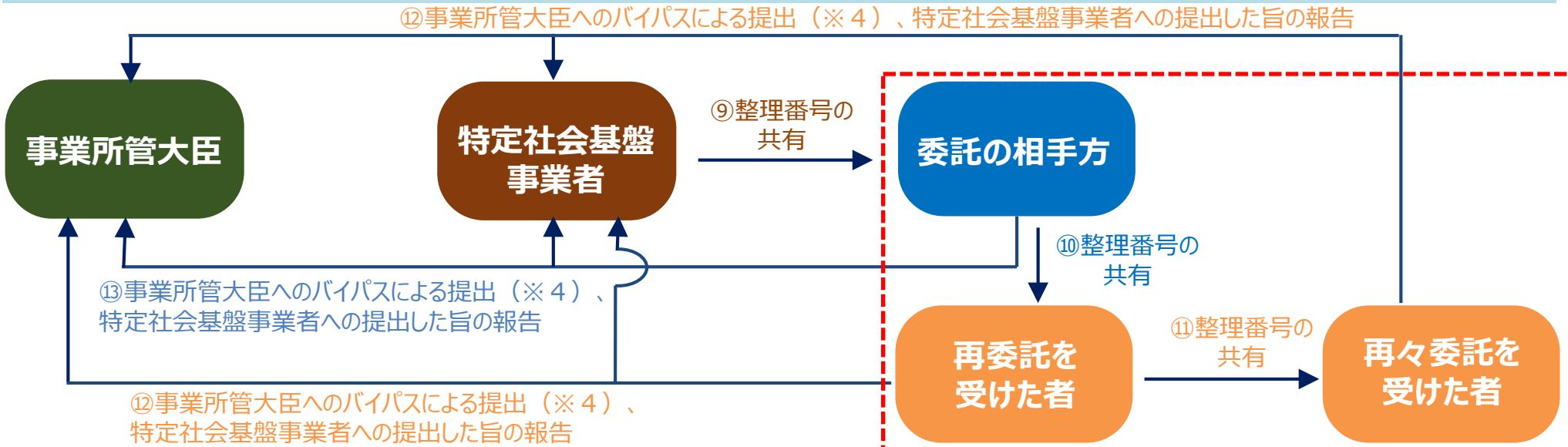
※ 1：個人（役員本人を含む）がバイパスを行う場合も本フローに準ずる

※ 2：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式の記載事項を充足するための情報も併せて報告

※ 3：「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式を用いて報告

バイパスに係る手続フロー

手続きフロー（2）：整理番号の通知→バイパスによる提出



手続きフロー（3）：バイパスによって提出された記載事項以外の提出



制度運用開始前に手続可能なフローについて

令和5年11月16日に特定社会基盤事業者に指定された事業者は、令和6年5月17日より導入等計画書の届出等の受付が可能となります。下記④の「バイパスを実施する旨の報告」は令和6年5月17日に先立って受付が可能ですので、先行して下記①～⑤の手続を実施されたい場合は事業所管省庁へご相談ください。

制度運用開始（令和6年5月17日）前に手続可能なフロー

対応者：特定社会基盤事業者

- ① 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、構成設備の供給者および導入に携わる者（委託の相手方および再委託の相手方の場合も同様のフロー。以下同じ。）に対し、導入等計画書等の届出（変更届出の場合も含む）を行うことを通知の上、バイパス活用の有無について確認する。加えて、バイパスを行う者に対して、②のバイパスにより提出する情報についての報告を依頼する。

対応者：バイパスを行う者

- ② 特定重要設備または構成設備の供給者から特定社会基盤事業者に対し、バイパスによる提出を行うことを報告する。
➤ このとき、供給者は、特定社会基盤事業者が事業所管大臣へ提出することとなる「導入等計画書等に関する直接総務大臣に情報を提出する旨の報告」様式（以下「報告様式」という。）の記載事項を充足するため、以下の内容も併せて報告する
- a) バイパスにより提出する情報項目（導入等計画書等の記載事項のうち、バイパスにより提出される情報の項目名）
 - b) バイパスにより提出を行う者（個人である場合も含む）の名称
 - c) バイパスによる提出予定日

対応者：特定社会基盤事業者

- ③ 特定社会基盤事業者は全てのバイパスを行う者からの②の情報を把握の上、報告様式を作成する。
➤ 特定社会基盤事業者自ら「整理番号」を発行し、報告様式の右上の欄に記入する
- ④ 特定社会基盤事業者から事業所管大臣に対し、報告様式を用いてバイパスによる提出を行うことを報告する。
➤ メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ報告

制度運用開始前に手続可能なフローについて

制度運用開始（令和6年5月17日）前に手続可能なフロー

対応者：特定社会基盤事業者

- ⑤ 特定社会基盤事業者は報告様式に記載した「整理番号」を全てのバイパスを行う者へ共有する。
- 構成設備の供給者への整理番号の共有にあたっては、必要に応じて特定重要設備の供給者を経由して共有

制度運用開始（令和6年5月17日）以降に手続可能なフロー

対応者：バイパスを行う者

- ⑥ バイパスを行う者から事業所管大臣に対し、特定社会基盤事業者が指定する期限までにバイパスによる提出を行い、提出後、速やかに特定社会基盤事業者に対し、提出した旨を報告する。
- メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ提出。なお、提出にあたっては【直接提出用】の届出様式を使用し、「備考」欄に整理番号を記載
 - 特定社会基盤事業者は、報告様式に記載されている情報が全て総務大臣へ提出されているか確認する

対応者：特定社会基盤事業者

- ⑦ 特定社会基盤事業者は、バイパスにより提出する情報が全て提出されたことを確認後、⑥で提出された事項以外の記載事項を充足した導入等計画書等の届出を行う。
- メールまたはe-Govにより事業所管省庁へ届出。このとき、バイパスによる提出がなされている情報については、当該箇所に「直接提出済」等の記載を行い、導入等計画書の「備考」の欄に整理番号を記載

【参考】導入等計画書の記載事項

特定重要設備の導入の場合	詳細
特定重要設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定重要設備の種類、名称、機能、設置及び使用する場所
導入の内容及び時期	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 導入の目的、導入に携わる者に関する情報（名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法國等（個人の場合は氏名、住所及び<u>国籍等</u>）及び導入との関係） <p>【時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 導入に関する一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点
特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所及び設立準拠法國等（個人の場合は氏名、住所及び<u>国籍等</u>）【添付書類：登記事項証明書※等】 ※供給者等が日本で登記している場合、登記事項証明書の添付を省略可
(※) 構成設備の供給者、委託の相手方、再委託の相手方も同等の事項を記載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定重要設備の供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報（名称又は氏名、<u>設立準拠法國等又は国籍等</u>及び議決権保有割合） ✓ 特定重要設備の供給者の役員等（以下の①から⑤までに掲げるもの）の氏名、<u>生年月日</u>及び<u>国籍等</u>【添付書類：登記事項証明書※等、旅券の写し等】 <ul style="list-style-type: none"> ① 株式会社：取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役） ② 持分会社：業務執行社員 ③ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事 ④ 民法組合：組合員 ⑤ その他の法人又は団体：①から④までに定める者に準ずる者 ✓ 特定重要設備の供給者が過去3年間において、外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体）との取引に係る売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、該当する事業年度、<u>外国政府等の名称及び割合</u> ✓ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地（国または地域の名称）
特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>リスク管理措置の実施状況</u>

(注) 下線は、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出（バイパス）することができる情報。

※リスク管理措置の一部の項目の確認書類についても、バイパス可能（様式の記載上の注意参照）